

【注意事項】

・現時点で、利用可能な行政サービス等を掲載しています。内容は随時更新する予定です。

提供する行政サービス等一覧【甲斐市】

(令和7年6月現在)

	行政サービス等の内容	受領証の提示		問合わせ先		備考（サービス概要）
		必要	不要	担当課等	電話番号	
住民票に関すること	住民基本台帳の続柄（縁故者など）表示	○		市民戸籍課	055-278-1664	山梨県パートナーシップ宣誓制度で宣誓し、県の証明を受けた本人から続柄の申出があった場合、世帯主との続柄を「縁故者」とできます。宣誓したパートナー双方が本市に同一世帯員として住所を有し、一方が世帯主の場合の取扱いです。
	住民票の交付		○	市民戸籍課	055-278-1664	パートナーシップ宣誓制度に関係なく、同一世帯員であれば、住民票の取得は可能であり、別世帯であれば委任状が必要です。
住居・生活に関する事	公営住宅の入居	○		建築住宅課	055-268-2336	募集团地については、広報誌および市ウェブサイトに掲載します。また、入居要件等は建築住宅課空家対策・住宅係へお問い合わせください。
	生活保護制度の申請		○	福祉課	055-278-1691	同一世帯としての生活保護の受給です。
	住居確保給付金の申請		○	福祉課	055-278-1691	同一世帯としての住居確保給付金の受給です。
子ども・子育て等に関すること	母子手帳の交付		○	健康増進課	055-278-1694	
	チャイルドシート貸与・購入補助		○	健康増進課	055-278-1694	パートナーシップ宣誓制度に関係なく、本市の住民基本台帳に記録されており、乳児の保護者である者に、乳児の出生の日から18月までの間、チャイルドシートを貸与します。
	保育施設、放課後児童クラブの申し込み		○	子育て支援課	055-278-1692	保育園については保育係、放課後児童クラブについては児童係にお問い合わせください。
	予防接種各種健診（検診）事業		○	健康増進課	055-278-1694	
	施設等利用給付認定の申請		○	子育て支援課	055-278-1692	
	子ども医療費助成制度	○		子育て支援課	055-278-1692	
	乳幼児健診・教室		○	健康増進課	055-278-1694	
	不育症・特定・一般不妊治療費助成事業		○	健康増進課	055-278-1694	特定不妊治療・一般不妊治療助成金交付を実施します。事実上婚姻関係のある方については、申立書の提出が必要です。
税に関すること	軽自動車税種別割りの減免の申請		○	税務課	055-278-1663	現在、配偶者や家族であっても同一世帯以外の方が申請する場合は委任状が必要となるため、同様の取り扱いとなります。
	要介護認定の代理申請		○	長寿推進課	055-278-1693	代理申請の場合は、受領証の有無に関わらず、住民票上の同一世帯であれば申請は可能で、別世帯であれば委任状が必要です。（同住所にお住いの場合でも、世帯が違う場合は委任状が必要です。）

障害福祉に関すること	介護予防訓練等障害福祉サービスの利用申請		○	障がい者支援課	055-267-7287	パートナーシップ宣誓制度に関係なく、代理者が申請する場合は、代理者の身分証明書（免許証・保険証など）が必要です。（受給資格者が障害者手帳を所持されている場合は申請時に持参してください。）
	介護予防・介護支援		○	長寿推進課	055-278-1693	
	障害者タクシー助成金の申請		○	障がい者支援課	055-267-7287	パートナーシップ宣誓制度に関係なく、代理者が申請する場合は、代理者の身分証明書（免許証・保険証など）が必要です。（受給資格者が障害者手帳を所持されている場合は申請時に持参してください。）
	身体障がい者等に対する自動車税の減免に係る減免資格証明書交付申請		○	障がい者支援課	055-267-7287	
	認知症徘徊SOSネットワーク事業		○	長寿推進課	055-278-1693	
その他	犯罪被害者等見舞金の支給	○		防災危機管理課	055-278-1676	本制度の支給要件や詳細については、甲斐市公式ウェブサイトをご確認いただくか、防災危機管理課まで直接お問い合わせください。
	DV相談窓口の利用		○	市民協働推進課	055-278-1704	パートナーシップ宣誓制度に関係なく相談に対応します。相談ダイヤルは甲斐市在住女性専用です。
	罹災証明		○	税務課	055-278-1663	現在、配偶者や家族であっても同一世帯以外の方が申請する場合は委任状が必要となるため、同様の取り扱いとなります。